

日本老年学会会則

(1997年6月19日改定)
(1999年6月17日改定)
(2003年6月19日改定)
(2007年6月20日改定)
(2009年6月18日改定)
(2011年6月15日改定)
(2022年1月29日改定)

第1章 総 則

第1条 本会は日本老年学会 (The Japan Federation of Gerontological Societies) と称する。
第2条 本会は日本老年医学会、日本老年社会学会、日本基礎老化学会、日本老年歯科医学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会及び日本老年看護学会から成り、それらの会則は別にこれを定める。

第3条 本会の事務所は東京都文京区湯島4丁目2番1号に置く。

第2章 目的および事業

第4条 本会は老年医学、老年社会科学、基礎老化学、老年歯科医学、老年精神医学、ケアマネジメント学、老年看護学その他広く老年学を研究し、その進歩発展を図るを目的とする。

第5条 本会は第4条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術研究集会の開催
2. 機関誌、図書その他の刊行
3. 国際老年学協会 (IAGG) を通じての国際活動
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第6条 本会の会員は次の3種にわかち。

1. 正会員
2. 賛助会員
3. 名誉会員

正会員は、本会の目的を翼賛するものとする。

賛助会員は、本会の目的に賛同してこれを援助する個人または団体とする。

名誉会員は、本会の主旨に関して特に功績のあった者で、総会で推薦された者とする。但し名誉会員は会費を要しない。

第7条 本会の正会員は日本老年医学会、日本老年社会学会、日本基礎老化学会、日本老年歯科医学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会及び日本老年看護学会の正会員をもって当てる。

第4章 役員および会長

第8条 本会に次の役員を置く。

- 理事長 1名
理事 52名以内
幹事 若干名

第9条 理事長は理事の互選によってこれを定め総会の承認を得る。

第10条 理事長は本会を代表し、会務を総括し、総会、理事会においてその議長となる。

第11条 理事は日本老年医学会理事から15名以下、日本老年社会学会理事から7名以下、日本基礎老化学会理事から5名以下、日本老年歯科医学会理事から7名以下、日本老年精神医学会理事から9名以下、日本ケアマネジメント学会から6名以下、日本老年看護学会から3名以下を推薦し、理事長これを委託する。

第12条 理事は理事会を組織し重要会務を審議し、理事長の諮問に応じ必要と認める事項について助言する。

第13条 幹事は理事長これを指名し、理事長の命をうけ直接日常の会務を処理する。

第14条 理事長の任期は4年とし、1回のみ再任を認める。但し再任の任期は2年とする。理事の任期は各学会の理事の任期にかかわらないものとする。

第15条 理事および幹事の任期は、次期の総会までとする。但し重任を妨げない。

第16条 学術集会を主宰するために会長をおく。

2 会長は理事会の推薦により定め、総会の承認を得て決定する。

3 会長の任期は前会長の主宰する学術集会終了日の翌日から、当該学術集会終了日までとし、重任を認めない。

第17条 本会には理事会の推薦により総会の承認を得て、名誉会員を置くことができる。

第5章 会 議

第18条 理事会は原則として毎年1回これを開く。但し理事長が必要と認めた場合、または理事の3分の1以上からの請求があったときは、これを招集しなければならない。

第19条 定期の理事会は次の事項を審議する。

1. 会長及び理事長の選出
2. 前年度の事業並びに会計報告
3. その他会長または理事会で必要と認めた事項

2 日本老年医学会、日本老年社会学会、日本基礎老化学会、日本老年歯科医学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会及び日本老年看護学会の名誉会員で、日本老年学会の理事であった会員は、理事会に出席し、意見を述べることができる。表決に加わることはいかなる場合でもできない。

第20条 総会並びに学術研究集会は原則として隔年に1回これを開く。その開催期日及び場所は理事会の議を経て会長これを決定する。

第21条 本会には各種委員会及び地方支部を置くことができる。

第6章 会 計

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の経費は日本老年医学会、日本老年社会学会、日本基礎老化学会、日本老年歯科医学会、日本老年精神医学会、日本ケアマネジメント学会及び日本老年看護学会の分担金、各種補助金および寄付金をもってあてる。

第7章 附 則

第24条 本会則を変更するには、総会出席会員の3分の2以上の賛成決議を要する。

2 理事の定数は、2011年6月15日を起点として5年毎に見直すものとする。